

## 答申

平成30年8月17日付で諮問された「平成30年(2018)6月25日付公文書部分公開決定通知書(自振第92号)」による処分に対する審査請求の件(総務第390号)について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

実施機関は、「地域支援員としての主要活動報告(平成23年7月～平成24年2月)」及び「地域支援員としての主な活動報告(平成24年3月～平成24年5月)」の黒塗り部分を公開すべきである。

### 第2 出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。)第5条の要件充足性について

#### 1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、平成30年6月9日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、「平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員の活動報告全て」について開示を求める公文書公開請求(以下、「本件公開請求」という。)を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条例第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年(2020)10月19日付「審査請求人の住所について(報告)」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要性が生じた。

#### 2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日

付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとして、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

### 3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市□□□□□□□□□□)において●●●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●●●の運営主体は、鶺鴒地区の住民らを主

たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である○○○  
○○氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●は平成28年10  
月1日以降営業しておらず、●●●●●●の店舗として使用されていた  
建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所と  
しての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●は審査請求人と○○氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も○○氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において○○氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査し

たところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

#### 4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員の活動報告全て」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、「▲▲▲▲氏の『地域支援員としての主な活動報告（平成23年7月～平成24年2月）』および『地域支援員としての主な活動報告（平成24年3月～平成24年5月）』の黒塗り（非公開）した部分を公開せよ」というものである。

(4) そこで、審査請求の対象である公文書（公文書の正確な名称は、▲▲▲▲▲氏作成の「地域支援員としての主要活動報告（平成23年7月～平成24年2月）」及び「地域支援員としての主な活動報告（平成24年3月～平成24年5月）」である。）を確認すると、いずれの公文書にも、●●●●●●●●の開設支援活動を行った旨の記載が存在していた。

地域支援員は、出雲市から委嘱を受けて活動するものであるから、地域支援員の活動は実施機関の事務事業と考えられるところ、当該公文書の作成者は、その活動の一環として●●●●●●●●の開設支援を行ったと報

告している。

そして、審査請求人が●●●●●●の運営主体であるかはともかくとして、審査請求人が●●●●●●の運営に携わっていることに争いはない。

そうすると、審査請求人は、実施機関の事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受けた個人であり、かつ、当該公文書は、正に自己の権利、利益等に直接影響を与えた活動についての報告書であるから、当該公文書との関係で審査請求人は利害関係を有し、本条例第5条第5項の要件を充足するものと言える。

## 5 小括

よって、審査請求人は、審査請求の対象となっている公文書である▲▲▲▲氏作成の「地域支援員としての主要活動報告（平成23年7月～平成24年2月）」及び「地域支援員としての主な活動報告（平成24年3月～平成24年5月）」との関係において、本条例第5条の要件を充足する。

## 第3 審査請求の趣旨に対する判断

### 1 事実

- (1) 審査請求人は、平成28年6月9日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、「平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員の活動報告全て」としての「集落支援活動報告書」及び「地域支援員としての主要な活動報告」について開示を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年6月25日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行い、同日付「公文書部分公開決定通知書」を送付した。同決定において、実施機関は、「地域支援員としての主要活動報告（平成23年7月～平成24年2月）」及び「地域支援員としての主な活動報告（平成24年3月～平成24年5月）」の記載の一部を、本条例第6条第5号に該当するとして非公開とし、審査請求人に閲覧させる際には、当該部分（以下「本件非公開部分」という。）を黒塗りにした上で、公文書閲覧の手続きを実施した。

(3) 審査請求人は、平成30年7月28日付けで、本件部分公開決定に対して、本件非公開部分の公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

## 2 当審査会の判断

(1) 本条例第6条第5号は、「市又は国等との事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国の機関との間における審議、協議、調査、試験研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」について非公開とすることができる旨定めている。

(2) 本件公開請求に係る公文書は、市から任命された集落支援員が、活動内容及び今後の活動予定について記載し、実施機関に提出した報告書であるため、市の機関相互間における審議、協議、調査、試験研究等に関する文書である。しかし、非公開とできるのは、当該公文書のうち、「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる」部分に限られるところ、本件非公開部分に記載された内容の多くは、当時、新聞報道により一般市民向けに公表されていたことから、情報公開することによって当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるとは考えがたい。本件非公開部分には、新聞報道にはない情報が含まれてはいるものの、当審査会が実施機関から聴取したところでは、当該情報を公開することによって、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に具体的にどのような支障が生ずるのかが判然としなかった。よって、本件非公開部分は本条例第6条第5号に該当しない。

(3) よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月17日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年12月22日 (第1回審査会)	審議
令和5年 2月14日 (第2回審査会)	審議
令和5年 3月20日 (第3回審査会)	実施機関への意見聴取・審議
令和5年 4月19日 (第4回審査会)	審議
令和5年 4月19日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹